

南知多町道路占用料条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
(略)				(略)			
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本1年につき	<u>760</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本1年につき	<u>730</u>
	第2種電柱	1本1年につき	<u>1,200</u>		第2種電柱	1本1年につき	<u>1,100</u>
	第3種電柱	1本1年につき	<u>1,600</u>		第3種電柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>680</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>650</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,100</u>		第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,000</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>		第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,400</u>
	その他の柱類	1本1年につき	<u>68</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>65</u>
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル1年につ き	7		共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メートル1年につ き	7
	地下に設ける電線そ の他の線類	長さ1メートル1年につ き	4		地下に設ける電線そ の他の線類	長さ1メートル1年につ き	4
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>670</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>640</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>410</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>390</u>
変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個1年につき	<u>1,400</u>		変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所	1個1年につき	<u>1,300</u>	

新				旧			
	郵便差出箱及び信書 便差出箱	1個1年につき	<u>570</u>		郵便差出箱及び信書 便差出箱	1個1年につき	<u>550</u>
	広告塔	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>970</u>		広告塔	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>1,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,400</u>		その他のもの	占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,300</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>29</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル 未満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>27</u>
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>41</u>		外径が0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>39</u>
	外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>61</u>		外径が0.1メートル 以上0.15メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>59</u>
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>82</u>		外径が0.15メートル 以上0.2メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	<u>78</u>
	外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	120		外径が0.2メートル 以上0.3メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	120
	外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	160		外径が0.3メートル 以上0.4メートル未 満のもの	長さ1メートル1年 につき	160

新				旧				
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>290</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>270</u>	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>410</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>390</u>	
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>820</u>		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>780</u>	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,400</u>	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,300</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>490</u>	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	<u>590</u>		
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル	<u>290</u>		地下に設ける通路	占用面積1平方メートル	<u>360</u>	

新				旧						
			ル1年につき				ル1年につき			
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,400</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,300</u>		
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メート ル1日につき		<u>10</u>	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの	占用面積1平方メート ル1日につき	<u>12</u>		
	その他のもの	占用面積1平方メート ル1月につき		<u>97</u>		その他のもの	占用面積1平方メート ル1月につき	<u>120</u>		
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板 (ア チ で あ る も の を 除 く。 )	一時的に設 けるもの	表示面積1平方メート ル1月につき	<u>97</u>	令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板 (ア チ で あ る も の を 除 く。 )	一時的に設 けるもの	表示面積1平方メート ル1月につき	<u>120</u>	
		その他のも の	表示面積1平方メート ル1年につき	<u>970</u>			その他のも の	表示面積1平方メート ル1年につき	<u>1,200</u>	
	標識		1本1年につき		<u>1,100</u>	標識		1本1年につき	<u>1,000</u>	
	旗ざ お	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本1日につき		<u>10</u>	旗ざ お	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本1日につき		<u>12</u>
		その他のも	1本1月につき		<u>97</u>		その他のも	1本1月につき		<u>120</u>

新				旧				
	幕 (令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 施設 である ものを 除く。)	の 祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方メート ル1日につき	<u>10</u>	幕 (令 第7 条第 4号 に掲 げる 工事 施設 である ものを 除く。)	の 祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積1平方メート ル1日につき	<u>12</u>
		その他のもの	その面積1平方メート ル1月につき	<u>97</u>		その他のもの	その面積1平方メート ル1月につき	<u>120</u>
	ア一 チ	車道を横断 するもの	1基1月につき	<u>970</u>	ア一 チ	車道を横断 するもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>490</u>		その他のもの	1基1月につき	<u>590</u>
令第7条 第2号に 掲げる工 作物		占用面積1平方メート ル1年につき	<u>1,400</u>	令第7条 第2号に 掲げる工 作物		占用面積1平方メート ル1年につき	<u>1,300</u>	
令第7条		占用面積1平方メート	<u>Aに0.031を乗じて</u>	令第7条		占用面積1平方メート	<u>Aに0.033を乗じて</u>	

新				旧			
第3号に掲げる施設		ル1年につき	得た額	第3号に掲げる施設		ル1年につき	得た額
令第7条第4号に掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占有面積1平方メー トル1月につき	97	令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占有面積1平方メー トル1月につき	120
令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設		占有面積1平方メー トル1月につき	140	令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設		占有面積1平方メー トル1月につき	130
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下 (当該路面下の地下 を除く。)に設ける もの	占有面積1平方メー トル1年につき	Aに0.014を乗じて 得た額	令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高 架の道路の路面下 (当該路面下の地下 を除く。)に設ける もの	占有面積1平方メー トル1年につき	Aに0.019を乗じて 得た額
	上空に設けるもの	占有面積1平方メー トル1年につき	Aに0.017を乗じて 得た額		上空に設けるもの	占有面積1平方メー トル1年につき	Aに0.023を乗じて 得た額

新				旧				
	地下トンネルの上の地をく。に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>	地下トンネルの上の地をく。に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>
		階数が2のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.006を乗じて得た額</u>		階数が2のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>		階数が3以上のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>		
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	Aに0.019を乗じて得た額	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>		その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.013を乗じて得た額</u>	
令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>	令第7条 第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>	
	その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>		その他のもの	占有面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.013を乗じて得た額</u>	
令第7条	トンネルの上又は高	占有面積1平方メートル	Aに0.019を乗じて	令第7条	トンネルの上又は高	占有面積1平方メートル	Aに0.019を乗じて	

新				旧			
第11号に掲げる応急仮設建築物	架の道路の路面下に設けるもの	ル1年につき	得た額	第11号に掲げる応急仮設建築物	架の道路の路面下に設けるもの	ル1年につき	得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>	令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.023を乗じて得た額</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>Aに0.033を乗じて得た額</u>

南知多町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
使用の種類	区分	単位	使用料の額 (単位円)	使用の種類	区分	単位	使用料の額 (単位円)
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	760	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	730
	第2種電柱	1本1年につき	1,200		第2種電柱	1本1年につき	1,100
	第3種電柱	1本1年につき	1,600		第3種電柱	1本1年につき	1,500
	第1種電話柱	1本1年につき	680		第1種電話柱	1本1年につき	650
	第2種電話柱	1本1年につき	1,100		第2種電話柱	1本1年につき	1,000
	第3種電話柱	1本1年につき	1,500		第3種電話柱	1本1年につき	1,400
	その他の柱類	1本1年につき	68		その他の柱類	1本1年につき	65
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	7	管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	27
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートル1年につき	4		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	39
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	670		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	59
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	410		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	78
変圧塔その他これに類す	1個1年につき	1,400					

新				旧			
	るもの及び公衆電話所				外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	120
	郵便差出箱及び信書便差 出箱	1個1年につき	570		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	160
	広告塔	表示面積1平方メ ートル1年につき	970		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>270</u>
管類を設置す る場合	外径が0.07メートル未満 のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>29</u>		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>390</u>
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>41</u>		外径が1メートル以上の もの	長さ1メートル1 年につき	<u>780</u>
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>61</u>		その他の目的 に使用する場 合	使用面積1平方メ ートル1年につき	<u>Aに0.036を 乗じて得た 額</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>82</u>				
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	120				
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	160				
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>290</u>				
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの	長さ1メートル1 年につき	<u>410</u>				

新				旧			
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき			<u>820</u>	
看板類を設置する場合	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき			97	
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき			970	
	標識		1本1年につき			1,100	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき			10	
		その他のもの	1本1月につき			97	
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき			970	
その他のもの		1基1月につき			490		
工事用施設、材料を設置する場合			使用面積1平方メートル1月につき			97	
その他の目的			使用面積1平方メ			<u>Aに0.0441</u>	

新				旧
に使用する場 合		ートル1年につき	<u>を乗じて得 た額</u>	